

項番	資料名	該当ページ	問合せ場所	問合せ事項	回答
1	調達仕様書(案)	5	2.4.2	<p>■記載内容 図3 金融庁内における責任分界</p> <p>■意見 図3が落丁しております</p> <p>■提案理由 入札範囲の明確化のため</p>	御指摘のとおり、図3を追加します。
2	調達仕様書(案)	8	2.5.1	<p>■記載内容 (c)受注者の範囲</p> <p>■意見 消耗品(バックアップ媒体等)は本調達に含まれますでしょうか。 ※記載ページが確認できなかったため</p> <p>■提案理由 入札範囲の明確化のため 機器選定は本調達であり、これに付帯する消耗品についても一括調達とした場合には、安価に提供可能であるため</p>	消耗品は、本調達に含まれます。 御意見を踏まえ、各機器に必要な消耗品が調達対象に含む旨を「別添資料8 次世代EDINETハードウェア要件一覧」に記載します。
3	調達仕様書(案)	8	2.5.2	<p>■記載内容 本調達で対象となる役務は、「別添資料15 本調達の役務と概要」を参照</p> <p>■意見 稼働後開発環境に係る役務内容が別添資料15に記載がありませんがこちらは、本調達の範囲に含まれますでしょうか。 システムの安定的稼働確保のために、稼働後開発環境にかかる役務も必要とも考えられます。</p> <p>■提案理由 入札範囲の明確化、及び確実な本番稼働を迎えるため</p>	稼働後開発環境の運用は、システム運用事業者の役務となります。保守は、ハードウェア等納入・保守事業者の役務となりますが、御意見を踏まえ「別添資料15 本調達の役務と概要」の調達の対象環境に、稼働後開発環境を追加します。
4	調達仕様書(案)	9	2.5.3	<p>■記載内容 表 2-2 システム環境</p> <p>■意見 項番6 稼働後開発環境 納入物(機器、ソフトウェア、及び必要数)についても、求められる要件を記載することを提案いたします。</p> <p>■提案理由 入札範囲の明確化、過大、不要な物品調達におけるコスト増の抑止</p>	稼働後開発環境の機器要件は、調達仕様書「7.17 稼働後開発環境機器の要件」に記載されています。必要な機器の台数及びソフトウェアのライセンス数は、この要件に従い御提案ください。
5	調達仕様書(案)	10	2.5.6別途調達物品の導入・運用時への対応	<p>■意見 受注者は、受注期間中に発生する別の機器調達において、導入した機器との接続が必要となる場合には、影響調査や機器設定変更等の対応を行うこと(例えば、平成24年度に更改予定の財務局行政情報化LANシステム)。とあるが、 ①その他に想定される別の機器調達回数をご教示頂けないでしょうか。 ②期間は次世代EDINET運用開始までと考えてよろしいでしょうか。</p>	対象となる機器調達の回数は2回を想定し、対象となる期間は、本番運用開始までを想定しております。 御意見を踏まえ、調達仕様書「2.5.6 別途調達物品の導入・運用時への対応」に追加します。
6	調達仕様書(案)	11	2.5.13	<p>■記載内容 受注者は、業務アプリケーションの動作確認において、金融庁事務局からのハードウェア、ソフトウェアに関する技術的問合せ等に対する支援を行うこと。</p> <p>■意見 業務アプリケーション動作を実施する際は、アプリケーション開発事業者及び本調達受注者、双方が含まれていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>■提案理由 役割分担の明確化、及び確実な本番稼働を迎えるため</p>	御理解のとおりです。
7	調達仕様書(案)	17	5.1.1 可用性、完全性、機密性に関する要件	<p>■ご意見 データセンター間の回線障害発生時のデータ連携はLTOによって行われる想定ですが、調達仕様書には特に記載がないため、LTO架替えと搬送作業は運用事業者が行うことになると考えられます。 ハードウェア等納入・保守事業者が管理する回線の障害発生時に、運用事業者がこれらの作業を負担するのは業務の切分けとして不都合があるのではないのでしょうか。 回線障害発生時のLTO運用作業はハードウェア等納入・保守事業者が担当することとして、調達仕様書に記載することが望ましいと考えます。</p>	御意見を踏まえ、調達仕様書「5.1.1 可用性、完全性、機密性に関する要件」に回線障害発生時のLTO運用作業は、ハードウェア等納入・保守事業者が担当する旨を記載します。
8	調達仕様書(案)	17	5.1.1	<p>■記載内容 サービス停止は、最長でも4時間を超えないこと。ただし、災害発生等のサイト切替時間は、これに含めない。</p> <p>■意見 p18 5.5 事業継続性要件に「災害時等における本番サイト(第1サイト)から被災時本番サイト(第2サイト)への切り替えは、災害等発生時からサービス再開まで5時間を超えないようにすること」とあります。5.1.1で示されている災害発生等とは、地震等の広域災害を指すものと理解し、災害発生時には最長9時間までに復旧させるという理解でよいか。</p> <p>■提案理由 システム復旧時間の明確化のため。</p>	障害発生時のサービス停止時間に関する要件は、次のとおりです。 ①サイト切替を伴わない障害の場合、サービス停止は最長4時間を超えないこと。 ②サイト切替を伴う障害の場合、サービス停止は最長5時間を超えないこと。
9	調達仕様書(案)	18	5.5 事業継続性要件	<p>■第1サイトから第2サイトへの切替 第1サイトに障害が発生し第2サイトへ切替が行われる際のサイト切替作業は、データセンター障害の保守対応作業と考えられます。システム運用事業者との連携も必要と考えますが、切替作業は、ハードウェア等納入・保守事業者が主担当として調達仕様書に記載することが望ましいと考えます。</p>	御意見を踏まえ、災害発生時のサイト切替作業は、各事業者の役務を考慮し、調達仕様書「5.5 事業継続性要件」に記載します。
10	調達仕様書(案)	20	6 情報セキュリティ要件	<p>■意見 暗号化方式について、以下の暗号化方式の採用は必要でしょうか。 ・公開鍵長2048bitRSAを利用した新仕様 ・証明書検証処理時のSHA-2アルゴリズム</p>	暗号化方式の新仕様の採用も考慮が必要になりますので、御意見を踏まえ、調達仕様書「6 情報セキュリティ要件」の「6.3 暗号化方式について」を修正します。

項番	資料名	該当ページ	問合せ場所	問合せ事項	回答
11	調達仕様書(案)	22	7.5	<p>■記載内容 データセンター内のラックは常時施錠され、鍵は受注者がデータセンター内で管理すること。保守作業を行う者は保守を行う都度、システム運用事業者の許可を得て、鍵の管理者より貸出しを受けること。鍵の管理者と保守作業を行う者は兼務できない</p> <p>■意見 鍵貸出の許可はセキュリティ観点より、貴庁で実施が妥当と考え、また、運用効率化の観点より、鍵貸出に係る事務手続きの簡素化(経費削減を目的)を目的とし、当該鍵管理に係る作業は本調達の受託者の作業範囲であることを提案いたします。</p> <p>なお、先に述べましたセキュリティ観点より、本調達受注者は適宜報告を貴庁および運用事業者へ実施する事で、セキュリティ対応の充足を図ることも提案いたします。</p> <p>■提案理由 データセンター内ラック鍵管理に係る事務手続き簡素化、及びこれに係る運用経費の削減のため</p>	原則として、金融庁の担当者がシステム運用事業者から報告を受け、鍵の貸出を許可します。ただし、夜間には、システム運用事業者が事前に定められた運用ルールに従い、保守要件に応じて保守作業への鍵の貸出を許可し、データセンターの保守事業者が鍵の貸出を許可された保守業者に対して鍵を貸出す旨を調達仕様書に記載します。
12	調達仕様書(案)	28	8.1.6	<p>■記載内容 受注者は、システム運用事業者の学習と引継ぎを行うため、必要に応じ総合運転試験に参加すること。</p> <p>■意見 p10 図7 次世代EDINETに係る全体スケジュールを参照し、H25 5-6月実施想定であると理解しております。当該内容は安定した運用を行うために、必須であると考え、次のように記載を変更を提案いたします。</p> <p>(案) 受注者は、システム運用事業者の学習と引継ぎを行うため、総合運転試験に参加すること。</p> <p>■提案理由 システム運用安定性向上を図るため。</p>	御意見を踏まえ、調達仕様書「8.1.6 受入テスト等の支援」に、受注者は、システム運用事業者の教育と引継ぎを行うため、総合運転試験に参加することを追加します。
13	調達仕様書(案)	29	9.3	<p>■記載内容 教育に係る要件</p> <p>■意見 別調達案件の仕様書参照とありますが、当該調達単独での入札参加数の拡大を図るため、本調達仕様書にて内容を開示いただく事がよいと考えます。</p> <p>■提案理由 入札の公平性確保のため。</p>	同一の内容を複数の資料に記載することは、ドキュメントの二重管理となりますので、これを避けるため、現状のままとします。
14	調達仕様書(案)	34	10.2.4 サービスオペレーション (2)インシデント管理	<p>■意見 表10-3 障害発生時対応時間について ①障害報告および暫定復旧完了とは、どのような状態のことでしょうか。 ②この対応時間はシステム運用事業者に求めるものとの認識でよろしいでしょうか。</p>	御意見①の「障害報告」は、障害発生時に行う電話による報告です。また、「暫定復旧完了」は、予め用意された運用手順書を実施して、冗長機器によるサービス提供が可能な状態を示します。御意見②の障害発生時対応時間については、システム運用事業者とハードウェア等納入・保守事業者のそれぞれに対して求める内容が異なります。詳細は「別添資料19 保守対応時間」をご参照ください。御意見を踏まえ、調達仕様書「10.2.4 サービスオペレーション」について、各事業者の役割が分かるように、「別添資料19 保守対応時間」を参照する旨を追加します。
15	調達仕様書(案)	37	11保守要件定義(1)	<p>■意見 アップデートパッチの適用方法、適用時期及び適用可否については、金融庁事務局及びシステム運用事業者と協議の上実施すること。とありますが、対象は全製品となりますか。また、どのようなレベルとなりますか。</p>	ハードウェア等納入・保守事業者は契約期間内は、ソフトウェア製品(全製品)に関して、セキュリティに関わる重大な不具合、サービスが停止するおそれのある不具合及びそれらの不具合を解消するためのアップデート作業方法についての情報提供を求めます。御意見を踏まえ調達仕様書「11保守要件定義」についてアップデートパッチの適用作業を実施するのは、システム運用事業者である旨を追加します。
16	調達仕様書(案)	37	11.1.2 ハードウェア保守要件	<p>■ハードウェア保守対応(機器交換)時の立会い 今回の調達範囲から致しますと、データセンターをシステム運用事業者ではなく、ハードウェア等納入・保守事業者が提供することになっておりますので、実質的に機器交換時の立会が困難と考えます。そのため、第1サイト及び第2サイトにおけるハードウェア保守対応(機器交換)時は、データセンターの納入担当であるハードウェア等納入・保守事業者が立会う事が望ましいと考えます。この場合、実際に保守作業を担当するベンダのCEとは別に、システム運用事業者が委任したデータセンターの担当者が立会うことになると思われます。</p>	御意見を踏まえ、調達仕様書「11.1.2 ハードウェア保守要件」に、原則として、ハードウェア保守対応時は、システム運用事業者が委任したデータセンターの担当者が立会いを行う旨を記載します。
17	調達仕様書(案)	37	11.1.2	<p>■記載内容 ハードウェア及びネットワーク機器が原因と特定された障害の原因調査、障害部品の交換作業、定期保守及び点検を実施すること。</p> <p>■意見 (3)受注者の作業範囲として、障害発生時に問合せサポート及び後方支援を含めた解析等対応が範囲として記載されていることから、障害の原因特定は、受注者にて原因の特定を行うと推察されます。ついで、責任の所在を明確にするため、以下の記載内容に変更を提案いたします。「システム運用事業者もしくは受注者が検出した場合も含み障害発生の際は原因調査を実施の上、ハードウェア及びネットワーク機器に係る場合、障害部品の交換作業、定期保守及び点検を実施すること。」</p> <p>■提案理由 障害問合せに係るハードウェア運用業者の費用軽減</p>	ハードウェア及びネットワーク機器の監視については、システム運用事業者の担当業務となります。原則として、システム運用事業者が障害の管理を行いますので、発注者又は受注者が検出した場合は、システム運用事業者に速やかに連絡し、システム運用事業者から受注者に原因調査及び障害部品の交換作業を依頼することとなります。
18	別添資料8. 次世代EDINETハードウェア要件一覧	3	第1サイトNo.12「DBストレージ」	<p>■意見 ディスク仕様(ディスクインチサイズや回転数)は、規定されているのでしょうか。</p>	DBストレージのディスク仕様については規定はしておりませんが、処理性能を考慮した構成とし、別添資料8「次世代EDINETハードウェア要件一覧」の記載を次のとおり変更します。 ・ディスクの容量及び本数については、「RAID構成時に記載してある容量以上であること」と記載します。 ・ディスクの回転数については、「RAID構成時に記載してある性能が担保できる回転数であること」と記載します。
19	別添資料8. 次世代EDINETハードウェア要件一覧	4	第2サイトNo.27「DBストレージ」	<p>■意見 ディスク仕様(ディスクインチサイズや回転数)は、規定されているのでしょうか。</p>	NO.18と同様、DBストレージのディスク仕様については規定はしておりませんが、処理性能を考慮した構成とし、別添資料8「次世代EDINETハードウェア要件一覧」の記載を変更します。
20	別添資料8. 次世代EDINETハードウェア要件一覧	5	第2サイトNo.30「遠隔地データ保全サーバ」	<p>■意見 遠隔地データ保全サーバのバックアップは実施しないのでしょうか。信頼性の観点で、外部媒体(テープまたはディスク)へのバックアップは必要と考えます。</p>	遠隔地データ保全環境サーバでもバックアップは実施します。御意見を踏まえ、「別添資料8 次世代EDINETハードウェア要件一覧」に遠隔地データ保全サーバのバックアップとしてデータ本体のバックアップ装置を用意することを追加します。

項番	資料名	該当ページ	問合せ場所	問合せ事項	回答
21	別添資料8. 次世代EDINETハードウェア要件一覧	5	第2サイトNo.30「遠隔地データ保全サーバ」	■意見内容 遠隔地データ保全サーバの筐体構成がタワー型と記載がありますが、調達仕様書(案)P22 項番7.6に「遠隔地データ保全環境には、専用のラックを設置し施錠可能な環境とすること。」と記載があるが、ラック搭載型の筐体構成としてはどうか。	御意見を踏まえ、遠隔地データ保全環境サーバの筐体形状記載を「タワー型」から「ラック型」に変更し、「別添資料8 次世代EDINETハードウェア要件一覧」の記載を修正します。
22	別添資料8. 次世代EDINETハードウェア要件一覧	5	第2サイトNo.31「縦覧端末」	■意見 縦覧端末の台数が20台と記載してありますが、拠点ごとの設置台数が不明の為、明記をお願い致します。	各拠点に設置する縦覧端末の台数については、現時点では確定していません。
23	別添資料9. 次世代EDINETネットワークハードウェア要件一覧	1	No.1 DMZサーバ負荷分散兼ファイアウォール	■意見内容 本仕様書案において想定されているネットワークセキュリティ機器(左記項番に該当)では、標的型攻撃に代表されるサイバー攻撃を検出する“出口対策”に相当する機能が盛り込まれていない様に見受けられます。	御意見のとおり、ネットワークセキュリティ機器の出口対策は、調達仕様書の「6.情報セキュリティ要件」にサイバー攻撃への対策を講じる旨を記載します。
24	別添資料9. 次世代EDINETネットワークハードウェア要件一覧	3	No.7 インターネット回線負荷分散兼ファイアウォール	本システムでは、業務の性質上重要な機密情報を取り扱う場合が多いと考えられるため、“出口対策”を考慮したセキュリティ機能要件として下記機能を追加することを提案致します。	
25	別添資料9. 次世代EDINETネットワークハードウェア要件一覧	3	No.11 運用管理ファイアウォール	<追加要件内容> 全てのトラフィックを監視し複合要素(振る舞い検知)により、ポットネットに感染した疑いのある端末並びにサーバを検知できる機能を有すること。	
26	別添資料9. 次世代EDINETネットワークハードウェア要件一覧	4	No.13 内部サーバ負荷分散兼ファイアウォール	■意見理由 全てのトラフィックを監視し複合要素(振る舞い検知)により、ポットネットに代表されるマルウェアが、外部と通信を行うバックドアの検出を行う機能が“出口対策”として有効であると考えます。	
27	別添資料9. 次世代EDINETネットワークハードウェア要件一覧	4	No.14 不正侵入防止装置		
28	別添資料9. 次世代EDINETネットワークハードウェア要件一覧	3	No.9「サイト間接続ルータ」	■意見 インターフェース数に「24」とありますが、そこまでの数が必要でしょうか。別添資料12-1.次世代EDINETシステム構成概要図を参照すると、そこまでのインターフェース数は不要と考えます。	御意見を踏まえ、「別添資料8 次世代EDINETハードウェア要件一覧」にルータのインターフェース数を「24」から「4」に記載を変更します。
29	別添資料9. 次世代EDINETネットワークハードウェア要件一覧	5	No.16「インターネット接続ルータ(全国証券取引所及び日証協/財務(支)局閲覧室)」	■意見 インターフェース要件に「10/100/1000BASE-Ethernet(RJ45)×4以上」とありますが、拠点の設置台数によってはHUBが必要ではないでしょうか。	インターネット接続ルータの要件については、御意見を踏まえ「別添資料8 次世代EDINETハードウェア要件一覧」の記載を変更します。 ・ルータのインターフェース数以上の縦覧端末を接続する拠点がある場合、カスケード接続用のHUBを併せて提案する旨を記載します。
30	別添資料15 本調達の役割と概要	1	別添資料15 本調達の役割と概要	■意見 撤去の役務の期日が、平成24年11月末までとなっておりますが、実際には次世代EDINETを新しい基盤へ移行した後になりますので、平成29年3月末以降ではないでしょうか。	御指摘のとおり、「別添資料15 本調達の役割と概要」を修正します。 なお、「納入業務」として記載している機器の撤去については、実施時期等をより具体的に記載を変更します。
31	別添資料16 納入物一覧(機器以外)	1	No.7 構成管理表	■ご意見 構成情報の追加 ハードウェア等納入・保守事業が納入する機器を提案するため、納入する機器の構成情報は、ハードウェア等納入・保守事業が作成して納入することになると考えられます。構成管理自体はシステム運用事業者が行いますが、ハードウェア等納入・保守事業は納入及び保守交換する機器について、構成管理表への反映をすることが望ましいと考えます。	御意見を踏まえ、「別添資料16 納入物一覧(機器以外)」のNo7 構成管理表に機器構成情報を追加します。